

法令試験解答用紙 (各都市共通)

| | | | | | |
|-------|--|----|--|----|--|
| ※受験番号 | | 氏名 | | 採点 | |
|-------|--|----|--|----|--|

※受験番号は、事前試験の方のみご記入下さい

問 1

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ウ | キ | ソ | オ | ケ |

問 2

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ |

| | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| × | × | × | × | ○ | ○ | × | × | × | ○ |

| | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| × | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | × |

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 31 | 32 | 33 | 34 | 35 |
| × | ○ | × | × | × |

法令試験 (各都市共通)

(個人タクシー)
(制限時間 50分)

(注釈)

試験問題中「個人タクシー事業」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- ・「個人タクシー事業」… 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）
- ・「事業者」… 一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシー）
- ・「タクシー」… 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車

問1. 次の法令等の（ ）にあてはまる適切な語句を下欄から選んで、解答欄にその記号を記入して下さい。

道路運送法 第一条

この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ（ ① ）なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の（ ② ）を確保し、道路運送の利用者の利益の（ ③ ）及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

道路運送法 第六条

国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 当該事業の計画が輸送の（ ② ）を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な（ ④ ）を有するものであること。
- 三 当該事業を自ら適確に遂行するに足る（ ⑤ ）を有するものであること。

| | | | | | |
|-------|------|-------|------|------|------|
| ア．利便 | イ．規定 | ウ．合理的 | エ．遂行 | オ．計画 | カ．資格 |
| キ．安全 | ク．妥当 | ケ．能力 | コ．責任 | サ．改善 | |
| シ．論理的 | ス．措置 | セ．契約 | ソ．保護 | | |

問2. 次の記述のうち、適切なもの正しいものには○を、適切でないもの誤っているものには×を、回答欄に記入して下さい。

1. 道路運送法で「自動車」とは、道路運送車両法による自動車をいいます。
2. 道路運送法における一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3種類の事業のことをいいます。
3. 個人タクシー事業の許可を新たに受けようとする者は、営業所所在地を管轄する地方運輸局長に対して、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請を行わなくてはなりません。
4. 個人タクシー事業の許可を受けた事業者は、運賃及び料金の認可を受ける必要はありません。
5. 個人タクシー事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割り戻しをしてはいけません。
6. 道路運送法には運送の引受義務が規定されていますが、タクシー事業者は認可を受けている運送約款によらない運送の申込みを受けた場合には、当該運送の引受けを拒絶することができます。
7. 営業区域内にある自宅を主たる事務所及び営業所としていた個人タクシー事業者が、営業区域内の他の場所に転居した場合、事業計画変更の手続きは必要ありません。
8. 事業者は、営業所の名称を変更したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければなりません。
9. 道路運送法では、一般旅客自動車運送事業者がその名義を他人に当該事業のため利用させてはならないことが規定されていますが、個人タクシー事業者については当該規定は適用されません。
10. 個人タクシー事業の譲渡及び譲受の場合は、道路運送法に規定する手続きを行わなければなりません。が、相続しようとする場合も手続きを行う必要があります。

- 1 1. 一般乗用旅客自動車運送事業者が事業を廃止したときは、その日から30日以内に届出をしなければなりません。
- 1 2. 個人タクシー事業者は道路運送法に違反しても許可を取り消されることはありません。
- 1 3. 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、事業用自動車の長さ、幅、高さについても記載することになっています。
- 1 4. 道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の手続きを行う場合、その申請書には譲渡価格を記載する必要はありません。
- 1 5. 個人タクシー事業の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出なければなりません。
- 1 6. 旅客自動車運送事業運輸規則は、輸送の安全を図ることを目的の一つとしています。
- 1 7. 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を半年間保存しなければなりません。
- 1 8. タクシー事業者が発行する領収証は、收受した運賃又は料金の額が専用の機器で印刷されたものでなければなりません。
- 1 9. タクシー事業者は、身体障害者補助犬を連れた旅客に対して、運送の引受けを拒絶することができます。
- 2 0. タクシー乗務員は、業務中に事故、著しい遅延その他の異常な状態が発生した場合、業務記録にその概要及び原因を記録しなければなりません。
- 2 1. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、その記録を少なくとも1年間保存しなければなりません。
- 2 2. タクシー事業者は、原則として、タクシー車両に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該タクシー車両を旅客の運送の用に供することはできません。

23. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、道路運送車両法の規定による日常点検をし、又はその確認をしなければなりません。
24. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させなければなりません。
25. 一般旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、百日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がありますが、個人タクシー事業者は提出する義務はありません。
26. タクシー事業者の営業所が火災になったときは、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により遅滞なく報告する義務があります。
27. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客が禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両）内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがある旨が規定されています。
28. 個人タクシー事業者が許可期限を更新しようとする場合、当該許可期限が満了する日以前の地方運輸局長が定める日までに申請書を提出しなければなりません。
29. 道路運送法等の法令違反により期限更新で1年後との許可期限を付された個人タクシー事業者は、期限更新日から6ヶ月以内に地方運輸局等が主催する研修を受けることが義務付けされます。
30. 距離制運賃の初乗距離は、各事業者が設定します。
31. 事業用自動車の所有者の住所変更の場合は、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
32. 自動車登録番号標を、見易いように表示しなければその自動車を運行することはできません。
33. 事業用自動車を運行する者は、一日一回運行開始前に自動車を点検する義務はありません。

34. 自動車事故報告規則の規定では、事業者は、自動車が転覆・転落し死者又は重傷者を生じる事故を引き起こした場合には、30日以内に自動車事故報告書を提出するほか、電話等の適当な方法によって48時間以内にその事故の概要を営業所の位置を管轄する運輸支局長に速報しなければならないこととなっています。
35. 個人タクシー事業者が、登録実施機関（〇〇タクシーセンター）から個人タクシー事業者乗務証の交付を受ける場合、申請を行う必要はありません。